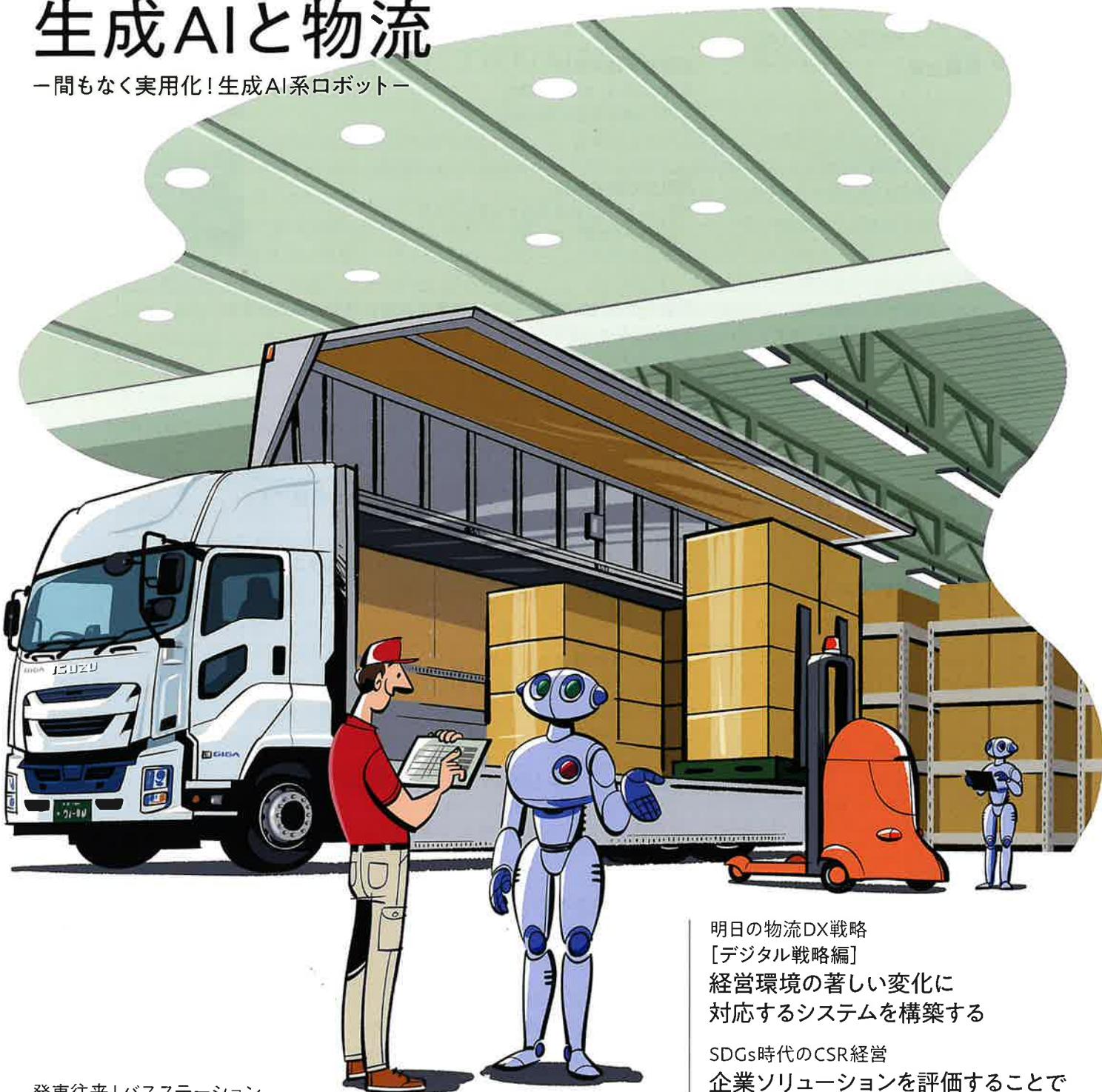


# 輸送リーダー

巻頭言・業界羅針盤

## 生成AIと物流

一間もなく実用化! 生成AI系ロボット



発車往来! バスステーション

ラグジュアリーな旅を  
演出する貸切バスで  
インバウンド需要に応える

●中里交通株式会社

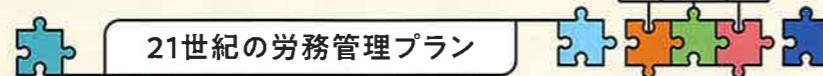
快走企業

地域との共生、社員の幸福を  
追求する静脈産業の総合商社

●直富商事株式会社

明日の物流DX戦略  
[デジタル戦略編]  
経営環境の著しい変化に  
対応するシステムを構築する

SDGs時代のCSR経営  
企業ソリューションを評価することで  
地球温暖化対策を促進



# 2024年度版 助成金を 上手に活用しよう！

——賃金引上げ、待遇改善、育児休業などを支援——

一般社団法人SRアップ21 東京会  
社会保険労務士 鈴木 麻利子=文

## 人材を人的資本として育成

今年度の各助成金制度では、昨年度に引き続き「人への投資と分配」という重点目標の中、事業者に対しては、人材はコスト（人件費）ではなく人的資本として大切に育てることが求められています。その中で賃金引上げを行う事業主に対する助成金や、非正規の待遇を改善するキャリアアップ助成金などに予算が上乗せされています。また、家庭と仕事の両立支援として、育児休業中の従業員の仕事を支える従業員に手当を支給するなど、育児休業を取得しやすい仕組みづくりを行った企業にも新たな助成が出ています。

### 1. キャリアアップ助成金

#### (1) 支給額及び対象者が拡大

非正規雇用者などを正社員化した際に助成される「正社員化コース」に関して、非正規雇用者などの雇用期間を「6ヶ月以上3年以内」としていた条件が「6ヶ月以上」となり、長年勤務している非正規雇用者などまで対象範囲が広がります。

した。（昨年11月29日以降の取り組みから）

助成額も中小企業の場合1人57万円から80万円に増額されています。また、新たに正社員あるいは多様な正社員制度を規定し、転換などを実施した場合の加算も加わりました。

#### 【正社員化コース】

キャリアアップ計画を提出し、計画期間内に有期雇用労働者などを正社員化し、正社員前6ヶ月の賃金と比較し、3%以上増額していることが条件です。正社員転換する場合「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要となり、非正規との違いも問われますので就業規則の確認が必要です。

#### 助成額 有期⇒正規

- 1人当たり80万円(大企業60万円)
- ◎通常の正社員への転換制度を新たに規定して転換した場合 20万円(大企業15万円)加算
- ◎勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換した場合 40万円(大企業30万円)加算

#### (2) 社会保険適用時

#### 待遇改善コースを新設

短時間労働者が社会保険（厚生

年金保険・健康保険）に加入することで手取り収入が減少することを防ぐために、事業主が従業員の収入を増加させる取り組みなどを行った場合に従業員1人当たり最大50万円を企業に助成する社会保険適用時待遇改善コースが昨年10月から新設されています。

#### 【社会保険適用時待遇改善コース】

助成額 1人当たり最大50万円(大企業 37.5万円)

## 2. 人材確保等支援助成金

「人材確保等支援助成金」の「人事評価コース」が本年度から復活しました。賃金アップを定期昇給などに限らず、人事評価制度と賃金制度の整備を通じて実施する場合に活用できます。具体的には、人事評価制度と従業員賃金アップを含む賃金制度を整備し、従業員の賃金3%アップ、離職率の低下に関する目標を達成した場合に支給されます。従業員のモチベーションアップを図り、定着率を高める手段として活用するとよいでしょう。

## 【人事評価改善等助成コース】

助成額 1事業年当たり80万円

## 3. 働き方改革推進支援助成金

自動車運転などの業種に向けた助成金があります。2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された運輸・運送などの事業者は、労働時間削減に向けた環境整備の取り組みのために、外部コンサルティングの活用、労務管理機器などを導入し、改善の成果を上げた場合に助成されます。例えば積載性に優れたトレーラやデジタルタコグラフを導入し、ドライバーの労働時間を削減した場合、経費助成を受けることができます。

#### 【業種別課題対応コース】

(中小企業対象)

助成額 設備投資などに要した費用の4分の3～10分の9  
上限額 引き上げる賃金額及び引き上げる従業員数に応じて30～600万円

一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD『人事労務トラブル110番vol.5』販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。



## 4. 業務改善助成金

本年度も地域別最低賃金が10月に上がることが見込まれます。事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者が30円以上事業内最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合に、費用の一部を「業務改善助成金」として助成してもらることができます。

助成額 設備投資などに要した費用の4分の3～10分の9  
上限額 引き上げる賃金額及び引き上げる従業員数に応じて30～600万円

## 5. 両立支援等助成金

育児休業や育児短時間勤務をする従業員の業務を代替する従業員への手当支給などを行った場合や、育児期の柔軟な働き方を導入し、制度利用者を支援した場合のコースが新設されました。男性の育休取得時の助成は、昨年までは1人目だけでしたが、本年度からは3人目まで助成されるようになります。

した。

**【出生時両立支援コース  
(子育てパパ支援助成金)  
(中小企業対象)】**

助成額 第1種 1人目:20万円/2人目、3人目:10万円

**【育児中等業務代替支援コース  
(中小企業対象)】**

助成額 育休を支援する従業員に手当支給等を行った場合、最大125万円

**【柔軟な働き方選択制度等  
支援コース】  
(中小企業対象)】**

助成額 制度を2つ以上導入し対象者が制度利用20万円  
制度を3つ以上導入し対象者が制度利用25万円

※記事は2024年4月10日現在の情報です。  
すでに予算を達成し、申請受付を終了していることもあります。